

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 大規模な災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に備え、佐久水道企業団と安中市は、相互に応援協力をを行い、被災時の円滑かつ迅速な応急給水、応急復旧活動を推進するため、この協定を締結するものとする。

(連絡担当部課)

第2条 佐久水道企業団と安中市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所及び指定給水か所での応急給水に必要な職員の派遣
- (2) 被害を受けた配・給水管の応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な車両、資機材及び物資等の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災した佐久水道企業団または安中市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を可能な限り明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。ただし、被害の状況等に応じて協議のうえ変更することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援に必要な車両、資機材及び物資並びに職種別人員
- (3) 応援を受ける場所
- (4) 応援を受ける期間
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 前項による要請があった場合は、速やかに必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う佐久水道企業団または安中市が支弁する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費は、応援を受けた佐久水道企業団または安中市が負担する。

2 被災状況等により、前項の定めにより難しいときは、佐久水道企業団と安中市で協議することとする。

(資料の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、震災対策計画その他災害時に必要な資料を相互に交換するものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成26年5月16日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年5月16日

佐久水道企業団
企業長

安中市
市長